

国立高度専門医療研究センター第2期中長期目標（案）の概要

	見直し内容	中長期目標（案）
事務及び事業の見直し	1 研究開発事業の見直し （１）研究開発事業の重点化 現行の中期目標においては、国の医療政策における各法人の果たすべき役割及び研究開発事業の内容は、具体性に乏しいものとなっているとの指摘を受けている。 貴重な財政資源を効果的かつ効率的に活用し、国全体として研究開発成果を最大化する観点から、次期中長期目標においては、国の医療政策における各法人の果たすべき役割を、関係部局間で協議した上で、具体的かつ明確に記載するものとする。 それを踏まえ、実用化を目指した研究に重点を置きつつ、国民の健康に重大な影響のある疾患等のうち、国として早急又は積極的に対応する必要があると考えられる、国立高度専門医療研究センターとして取り組むべき以下の研究開発に重点化するものとし、次期中長期目標には具体的かつ明確な目標を定めるものとする。 ① <u>高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発</u> ② <u>難治性・希少性の疾患に関する研究開発</u> ③ <u>学会等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂に資するような研究開発</u> ④ <u>中長期に渡って継続的に実施する必要のある疫学的なコホート研</u>	前文 2. 法人の役割（ミッション） 国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 3 条各項に基づき、NC が担う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、NC が担う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。また、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 3 項に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。これらを踏まえ、具体的には、 • <u>高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等</u> • <u>難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等</u> • <u>学会等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂に資するような研究開発</u>

	見直し内容	中長期目標（案）
	究 なお、研究開発成果の最大化を図る観点から、例えばファースト・イン・ヒューマン試験数、医師主導治験数、各法人の研究開発に基づく先進医療承認件数及び学会等が作成する診療ガイドラインへの採用件数等について、次期中長期目標等に適切な数値目標を定めるものとする。	・ <u>中長期に渡って継続的に実施する必要がある疫学的なコホート研究</u> ・ 国際的視点に基く保健医療サービスに関する研究及び密接に関連する国際保健医療協力の実施等（※国立国際医療研究センターのみ記載） に取り組むものとする。 第2 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 研究・開発に関する事項 （1）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 N Cが担う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。 また、First in human 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を整備し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に、研究開発を推進する。 （※）なお、わが国のみならず国際保健の向上に寄与するため、国際保健医療協力を軸とし、感染症その他の疾患を中心課題として、病院、国際医療協力局、研究所の連携を基盤としながら、国内外の保健医療機関、研究機関、学会、民間等との共同研究の一層の推進を図ることとする。※国立国際医療研究センターのみ記載 具体的には、

	見直し内容	中長期目標（案）
	【国立がん研究センター】 ・ <u>遺伝子の解析等による未来型医療を実現するための診断・治療法の研究開発</u> ・ <u>難治性がん、希少がんなどを中心とした新規治療法の研究開発</u> ・ <u>全国ネットワークを活用し、個人や集団に対しより最適化された標準治療開発のための多施設共同臨床研究</u> ・ <u>がんのリスク・予防要因を究明するための精度の高い疫学研究及び前向き介入研究</u> 【国立循環器病研究センター】 ・ <u>より実用性の高い人工心臓、人工血管や急性心筋梗塞患者の救命治療における超小型補助循環システム等医療機器の研究開発</u> ・ <u>本態や発症機序が明確でない循環器疾患における医工学融合による疾患毎患者毎に最適と考えられる新規治療法の研究開発</u> ・ <u>致命的循環器疾患の救急治療法や難治性循環器疾患の革新的治療法の研究開発</u> ・ <u>成人先天性心疾患のような診療科横断的な疾患について、標準治療法を開発するための多施設共同研究</u> ・ <u>疾患コホートと住民コホートの連携による科学的根拠に基づいた予防法の研究開発</u>	【国立がん研究センター】 ・ <u>遺伝子の解析等による未来型医療を実現するための診断・治療法の研究開発</u> ・ <u>難治性がん、希少がんなどを中心とした新規治療法の研究開発</u> ・ <u>全国ネットワークを活用し、個人や集団に対しより最適化された標準治療開発のための多施設共同臨床研究</u> ・ <u>がんのリスク・予防要因を究明するための精度の高い疫学研究及び前向き介入研究</u> （※）上記の研究・開発により、医療推進に大きく貢献する研究成果を中長期目標期間中に１２件以上あげること。また、原著論文数について、第２期中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。※６ＮＣ同様に記載 【国立循環器病研究センター】 ・ <u>より実用性の高い人工心臓、人工血管や急性心筋梗塞患者の救命治療における超小型補助循環システム等医療機器の研究開発</u> ・ <u>本態や発症機序が明確でない循環器疾患における医工学融合による疾患毎患者毎に最適と考えられる新規治療法の研究開発</u> ・ <u>致命的循環器疾患の救急治療法や難治性循環器疾患の革新的治療法の研究開発</u> ・ <u>成人先天性心疾患のような診療科横断的な疾患について、標準治療法を開発するための多施設共同研究</u> ・ <u>疾患コホートと住民コホートの連携による科学的根拠に基づいた予防法の研究開発</u>

	見直し内容	中長期目標（案）
	【国立精神・神経医療研究センター】 - 人工核酸医薬品等を用いた、これまで治療薬がなかった筋ジストロフィーの治療薬の研究開発 - 従来の作用機序とは異なる、副作用が少なくかつ成績良好な多発性硬化症の治療薬の研究開発 - 他疾患に対する既存薬の多発性硬化症及び視神経脊髄炎への適応拡大を目的とした研究開発 - 神経難病における既存の治療法に対する治療反応性の検証による適正な治療選択法の研究開発 - バイオマーカー、臨床脳画像等の活用による、パーキンソン病、統合失調症、うつ病、発達障害等の客観的評価に耐える診断・治療法の研究開発 - 精神疾患等に対するバイオバンクを活用したエビデンスに基づく医療及びゲノム医療の実現のためのコホート研究並びに精神保健に関する疫学研究 【国立国際医療研究センター】 - 新興・再興感染症や顧みられない熱帯病といった国際的な感染症に対する革新的な診断・治療法の研究開発 - エイズ、肝炎、糖尿病、代謝疾患及び自己免疫疾患に対する新たな医薬品や診断・治療法の研究開発 - 感染症や代謝疾患、肝炎、自己免疫疾患等のバイオリソースの収集を進め、遺伝子の解析等による未来型医療を実現するための診断・治療法の研究開発	【国立精神・神経医療研究センター】 - 人工核酸医薬品等を用いた、これまで治療薬がなかった筋ジストロフィーの治療薬の研究開発 - 従来の作用機序とは異なる、副作用が少なくかつ成績良好な多発性硬化症の治療薬の研究開発 - 他疾患に対する既存薬の多発性硬化症及び視神経脊髄炎への適応拡大を目的とした研究開発 - 神経難病における既存の治療法に対する治療反応性の検証による適正な治療選択法の研究開発 - バイオマーカー、臨床脳画像等の活用による、パーキンソン病、統合失調症、うつ病、発達障害等の客観的評価に耐える診断・治療法の研究開発 - 精神疾患等に対するバイオバンクを活用したエビデンスに基づく医療及びゲノム医療の実現のためのコホート研究並びに精神保健に関する疫学研究 【国立国際医療研究センター】 - 新興・再興感染症や顧みられない熱帯病といった国際的な感染症に対する革新的な診断・治療法の研究開発 - エイズ、肝炎、糖尿病・代謝性疾患及び免疫疾患に対する新たな医薬品や診断・治療法の研究開発 - 感染症や糖尿病・代謝性疾患、肝炎、免疫疾患等のバイオリソースの収集を進め、遺伝子の解析等による未来型医療を実現するための診断・治療法の研究開発

	見直し内容	中長期目標（案）
	・ <u>H I V感染症の病態解明のためのコホート研究</u> ・ <u>国際的視点に基づく保健医療サービスに関する研究開発</u> 【国立成育医療研究センター】 ・ <u>免疫不全症の遺伝子治療に関する研究開発</u> ・ <u>先天性代謝異常症に対する再生医療の研究開発</u> ・ <u>食物アレルギー等アレルギー疾患の発症予防法の確立に関する研究開発</u> ・ <u>小児が服用しやすい薬剤の研究開発</u> ・ <u>小児肺高血圧、小児多動症等に対する研究開発</u> ・ <u>小児慢性特定疾患に対する治療法の研究開発</u> ・ <u>早産・在胎不当過小やハイリスク妊婦等の母と児を対象としたコホート研究</u> 【国立長寿医療研究センター】 ・ <u>認知症の先制治療薬、早期診断技術の開発や予防（コグニサイズの発展・改良など）方法の確立等の研究開発</u> ・ <u>フレイル・ロコモなどの老年病に関する診断・予防についての研究開発</u> ・ <u>歯髄幹細胞を用いた再生医療についての研究開発</u> ・ <u>2025 年問題を見据えた在宅医療や終末期医療、認知症患者の徘徊対策等の老年学・社会科学的な研究開発</u> ・ <u>バイオバンクと連携した老化・老年学に関する大規模コホート研究</u>	・ <u>エイズ等の病態解明のためのコホート研究</u> ・ <u>国際的視点に基づく保健医療サービスに関する研究開発</u> 【国立成育医療研究センター】 ・ <u>免疫不全症の遺伝子治療に関する研究開発</u> ・ <u>先天性代謝異常症に対する再生医療の研究開発</u> ・ <u>食物アレルギー等アレルギー疾患の発症予防法の確立に関する研究開発</u> ・ <u>小児が服用しやすい薬剤の研究開発</u> ・ <u>小児肺高血圧、小児多動症等に対する研究開発</u> ・ <u>小児慢性特定疾患に対する治療法の研究開発</u> ・ <u>早産・在胎不当過小やハイリスク妊婦等の母と児を対象としたコホート研究</u> 【国立長寿医療研究センター】 ・ <u>認知症の先制治療薬、早期診断技術の開発や予防（コグニサイズの発展・改良など）方法の確立等の研究開発</u> ・ <u>フレイル・ロコモなどの老年病に関する診断・予防についての研究開発</u> ・ <u>歯髄幹細胞を用いた再生医療についての研究開発</u> ・ <u>2025 年問題を見据えた在宅医療や終末期医療、認知症患者の徘徊対策等の老年学・社会科学的な研究開発</u> ・ <u>バイオバンクと連携した老化・老年学に関する大規模コホート研究</u>

	見直し内容	中長期目標（案）
	（２）競争的研究資金を財源とする研究課題の選定方法の見直し 【６法人共通】 運営費交付金を財源とする研究開発については、外部諮問委員会等の意見を聴取した上で定められた運営計画等において研究課題等が決定されているが、競争的研究資金を財源とする研究開発については、そのような仕組みがない。しかし、国立高度専門医療研究センターとしての役割を適切に果たす観点から、競争的研究資金を財源とする研究開発であっても、<u>各法人のミッションや中長期目標を十分踏まえ、応募に際し、各法人として取り組むべき研究課題であるかどうかを審査した上で、研究課題を選定する仕組みを構築するものとする。</u> ６ バイオバンク整備事業の見直し 【６法人共通】 バイオバンク整備事業については、医療分野研究開発推進計画において「<u>「ナショナルセンター・バイオバンクネットワーク（NCBN）」について、一層の充実・強化を図る</u>」とされていることを踏まえ、企業や他の研究機関による治療薬開発等の一層の推進を図る観点から、<u>外部の医療機関からもバイオリソースの収集を行うことを検討するとともに、それらを共同研究以外でも外部機関へ提供できる仕組みを構築するものとする。</u> ２ 医療事業の見直し 【６法人共通】 （１）病院の役割の明確化等 国立高度専門医療研究センターは国立研究開発法人に分類されることとなるが、国立研究開発法人は「研究開発成果の最大化」が第一目的である	（２）<u>実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備</u> 医療分野研究開発推進計画に基づき、臨床研究及び治験を進めるため、症例の集約化を図るとともに、今後も、これらの資源を有効に活用しつつ、臨床研究の質の向上、研究者・専門家の育成・人材確保、臨床研究及び治験のための共通的な基盤の共用、研究不正・研究費不正使用等防止への対応、患者との連携及び国民への啓発活動等への取組など更なる機能の向上を図り、基礎研究成果を実用化につなぐ体制を構築する。 具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤整備を行い、特に、<u>ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、NCが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質なバイオリソースを収集・保存するバイオバンク体制のより一層の充実を図る。</u> また、<u>運営費交付金を財源とした研究開発と同様に競争的研究資金を財源とする研究開発においてもセンターの取り組むべき研究課題として適切なものを実施する仕組みを構築する。</u> ２. 医療の提供に関する事項 （１）<u>医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供</u> 国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医

	見直し内容	中長期目標（案）
	ため、国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討し、次期中長期目標において、各病院の役割をそれぞれ明記するものとする。 【6 法人共通】 （２）臨床評価指標を用いた医療の質の評価の実施 <u>各病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、国立病院機構が活用している臨床評価指標等を参考に、国立高度専門医療研究センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を独自に策定した上で、医療の質の評価を実施し、その結果を公表するものとする。</u> 【6 法人共通】 （３）病院運営の効果的・効率的実施 <u>効果的かつ効率的に病院運営を行うため、各病院の手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、次期中長期目標等に適切な数値目標を定めるものとする。</u> ３ 人材育成事業の見直し 【6 法人共通】 国立長寿医療研究センターを除く国立高度専門医療研究センターはレジデント及び専門修練医を育成しているほか、医療従事者等を対象に専門的な技能向上のための研修を実施している。しかしながら、地域で中核的に診療に携わっている医師に対する研修は限られているので、最先端の医療技術を普及することにより医療の均てん化を促進するため、<u>各法人の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するよう、研修内容を見</u>	療の提供を引き続き推進する。 <u>また、各病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信する。</u> （２）<u>患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</u> 医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行うこと。 「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、<u>病院毎の手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、第２期中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。</u> ３. <u>人材育成に関する事項</u> ○リーダーとして活躍できる人材の育成 高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定されることから、国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、各NCが担う疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。

	見直し内容	中長期目標（案）
	<u>直すものとする。</u>	○モデル的研修・講習の実施 <u>高度かつ専門的な医療技術に関する以下の研修を実施するなど、モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。</u> 【国立がん研究センター】 内視鏡による低侵襲がん治療等の研修 【国立循環器病研究センター】 慢性血栓塞栓性肺高血圧症に対するバルーン肺動脈形成術等の研修 【国立精神・神経医療研究センター】 うつ病、統合失調症やパーキンソン病に対する治療法の研修 【国立国際医療研究センター】 ・エボラ出血熱やエイズ等の国際的な感染症に対する治療法等の研修 ・肝炎等の肝疾患医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を目的とした研修 ・糖尿病に対する診療の高度化・均てん化を目的とした研修 ・国際保健医療施策の推進のための国内外リーダーの育成の研修 【国立成育医療研究センター】 未熟児網膜症早期手術等の研修 【国立長寿医療研究センター】 F D Gを用いたポジトロン断層撮影によるアルツハイマー病診断法等の研修 （※）なお、研修等について、第2期中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。※6 N C同様に記載

	見直し内容	中長期目標（案）
	3 人材育成事業の見直し 【国立長寿医療研究センター】 国立長寿医療研究センターについては、<u>レジデントを育成しているものの、専門修練医は育成していないことから、専門修練医制度の設置について検討するものとする。</u> 4 情報発信事業の見直し 【6 法人共通】 各法人においては、以下のとおり医療の均てん化等に取り組むものとする。 また、<u>学会と連携し、診療ガイドラインの作成に更に関与するものとし、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めるものとする。</u> 【国立がん研究センター】 がんについては、国立がん研究センター及びがん診療連携拠点病院間でネットワークを構築しており、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会を開催すること等により、意見交換や情報共有等を行っている。 しかしながら、<u>最新の5年生存率は一定の調査条件を満たす一部の地域がん登録のデータしか活用できない状況であるなど、がん登録のデータの活用状況は十分とは言えないことから、今後はがん登録のデータを更に活用すること等により、医療の均てん化等に取り組むものとする。</u>	【国立長寿医療研究センター】 <u>専門修練医用の研修プログラムの作成など専門修練医制度を整備する。</u> 4. 医療政策の推進等に関する事項 （2）医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項 <u>関係学会とも連携しつつ、診療ガイドラインの作成に更に関与するものとし、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めるなど、国内外のセンターが担う疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。</u> 【国立がん研究センター】 がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）に基づき、「全国がん登録データベース」の運用と院内がん登録情報等の収集を確実に実施する。また、第 2 期中長期目標期間中に国のがん対策の企画立案又は実施に必要な<u>最新の5年生存率などのデータを整理し、医療の均てん化等を促進する。</u>

	見直し内容	中長期目標（案）
	【国立国際医療研究センター】 H I V・エイズ及び肝炎については、国立国際医療研究センター及び全国の中核的な医療機関間のネットワークの構築ができているが、それ以外の担当疾患についてはネットワークの構築が不十分であることから、<u>関係学会等とも連携しつつ、担当疾患に係る全国の中核的な医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むものとする。</u> 【国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センター】 循環器病、精神・神経疾患等、成育疾患及び加齢に伴う疾患については、各法人及び全国の中核的な医療機関間のネットワークの構築が不十分であることから、<u>関係学会とも連携しつつ、担当疾患に係る全国の中核的な医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むものとする。</u> 5 政策提言業務の見直し 【6 法人共通】 政策提言業務は、各法人が研究、医療の均てん化等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うことが必要だと考えられるが、そのような実績はほとんどみられないことから、今後は、<u>法人として提言書を取りまとめた上で、国へ提言を行うものとする。</u>	【国立がん研究センターを除く 5 法人】 <u>関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、患者レジストリ等を活用するなど、センターが担う疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。</u> （１）<u>国への政策提言に関する事項</u> 研究、医療の均てん化等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、<u>科学的根拠に基づき、かつ、患者を含めた国民の視点に立ったものにするため、科学的見地から国への専門的提言を行うこと。</u>

	見直し内容	中長期目標（案）
業務実施体制の見直し等	【６法人共通】 １ 調達コストの削減 現在、国立高度専門医療研究センター等の間で医薬品及び医療材料等の共同調達を行っているが、<u>医療機器、備品、事務用消耗品等のうち実施可能なものについても共同調達等を行うことにより、コスト削減を図るものとする。</u> ２ 人事交流の推進 <u>医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構等との人事交流を更に推進するものとする。</u> また、<u>医療の質の向上及びキャリアアップの観点から、国立高度専門医療研究センター間及び国立高度専門医療研究センターと国立病院機構の間における看護師等の人事交流を更に推進するものとする。</u> ３ 医療安全管理体制の強化 <u>医療安全対策はすべての病院に共通する重要な課題であることから、国立高度専門医療研究センター間において、医療安全管理体制についての相互チェック、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことにより、医療安全管理体制を強化するものとする。</u>	第３ 業務運営の効率化に関する事項 １. 効率的な業務運営に関する事項 （１）効率的な業務運営体制 <u>ＮＣ等の間において、事務用消耗品をはじめ、医療機器など実施可能なものについて共同調達等を進める。</u> 第５ その他業務運営に関する重要事項 ４. その他の事項（施設・設備整備、人事の最適化に関する事項を含む） （２）人事の最適化に関する事項 <u>医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流を、これまで以上に推進する。</u> また、<u>ＮＣ間及びＮＣと国立病院機構の間における看護師等の人事交流を更に進める。</u> 第２ 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 ２. 医療の提供に関する事項 （２）患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供 <u>特に医療安全については、ＮＣ間における医療安全相互チェックを行うこと、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を年間２回以上開催し受講状況を確認すること、医療安全委員会を月１回以上開催することなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める。</u>

	見直し内容	中長期目標（案）
	【国立がん研究センターを除く 5 法人】 4 クロスアポイントメント制度の導入 産学官の人材・技術の流動性を高め、国立高度専門医療研究センターと大学間等の技術シーズを円滑に橋渡しすることにより、高度かつ専門的な医療技術の研究開発の推進が見込まれるため、「日本再興戦略」改訂 2014－未来への挑戦－」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえ、既に導入済みの国立がん研究センター以外の法人については、<u>各法人と大学等との間でのクロスアポイントメント制度（各法人と大学等のそれぞれと雇用契約関係を結ぶ等により、各機関の責任の下で業務を行うことができる制度）を導入するものとする。</u> 5 内部統制の一層の充実・強化 平成 26 年 12 月、国立循環器病研究センターの情報システム保守・運用業務の入札に関して職員が起訴された。本件に係る第三者委員会の検証結果等を踏まえ、<u>コンプライアンス体制を強化するとともに、必要に応じ入札及び契約手続の見直し等を実施することにより、内部統制の一層の充実・強化を図るものとする。</u>	第5 その他業務運営に関する重要事項 4. その他の事項（施設・設備整備、人事の適正化に関する事項を含む） （2）人事の最適化に関する事項 【国立がん研究センターを除く 5 法人】 <u>法人と大学等との間でのクロスアポイントメント制度（各法人と大学等のそれぞれと雇用契約関係を結ぶ等により、各機関の責任の下で業務を行うことができる制度）を導入すること。</u> 1. 法令遵守等内部統制の適切な構築 <u>研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を強化すること。</u> また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める。

	見直し内容	中長期目標（案）
財務内容の改善	【国立精神・神経医療研究センター及び国立国際医療研究センター】 国立精神・神経医療研究センター及び国立国際医療研究センターは、平成 25 年度決算において、繰越欠損金（国立精神・神経医療研究センターは約 16 億円、国立国際医療研究センターは約 39 億円）を計上している。 この繰越欠損金の可能な限り早期の解消を図るため、<u>各法人における繰越欠損金の発生要因等の分析を踏まえ、次期中長期目標に削減目標を明記するものとする。</u>	第4 財務内容の改善に関する事項 1. 自己収入の増加に関する事項 【6 法人共通】 企業等との治験連携事務局の設置や、患者レジストリの構築により、治験・臨床研究体制を強化し、日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。 2. 資産及び負債の管理に関する事項 【国立精神・神経医療研究センター及び国立国際医療研究センター】 法人における繰越欠損金の発生要因等の分析を踏まえ、<u>可能な限り早期に繰越欠損金が解消されるよう、具体的な繰越欠損金解消計画を作成すること。</u>